

いつまでも 尊厳をもって暮らすために

別府市成年後見支援センター

ご案内



©team Beppyon

こんな不安や心配を抱えていませんか

認知症で物忘れが
多くなり、金銭管理が
難しくなりました

介護サービスを
利用したくても
内容・手続きが
理解できません

障がいのある子どもを抱え
親亡きあとが心配です

親族と疎遠で
老後の生活・療養看護や
死後の整理など心配です

悪徳訪問販売や
特殊詐欺に遭わないか
不安です



本人・ご家族・事業所の皆さん、お気軽にご相談ください！

総合相談

成年後見申立てのお手伝い

親族後見人・市民後見人等への専門的助言

など

お問い合わせ・ご相談はこちらへ。ご利用は無料です。

べつ ぶ し せいねん こう けん し えん

別府市成年後見支援センター べつ ぶ し しゃかいふく し かいかない
(別府市社会福祉会館内)

TEL 0977-73-6070 FAX 0977-76-8155

〒874-0908 別府市上田の湯町15番40号 E-mail :kenriyougo@beppu-shakyo.or.jp

平日8:30~17:00

ど にち しゅくじつ やす
土・日・祝日は休み

成年後見制度とは

認知症、知的・精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の財産管理や身上監護を行い、本人の権利や財産を法律的に保護し、支援する権利擁護の制度です。

成年後見制度には、将来判断能力の低下に備える任意後見制度と既に判断能力が不十分な人を支援する法定後見制度があります。



法定後見制度Q&A

Q1 法定後見制度の申立ては、誰が行うのですか？

本人、配偶者、4親等内の親族等です。また、任意後見契約が登記されているときは、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人も申立てることができます。申立てる人が誰もいない場合であって、本人の福祉を図るために特に必要がある場合は、別府市長が申立てることができます。

Q2 判断能力の程度は、誰が、どのように判断するのですか？

家庭裁判所が、医師の診断書で判断します。本人の能力の程度に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の3類型に分かれます。家庭裁判所が必要と認めた場合には、あらためて判断能力の程度を確認するため医師による鑑定を行います。

Q3 後見人等は、誰が、どのように選ぶのですか？

家庭裁判所が、申立書類や本人等への面接調査等により、本人に最もふさわしい人を成年後見人等に選びます。本人や申立人に、成年後見人等になってほしい人（候補者）がいる場合は、申立ての際に申立書に記載することができますが、必ず候補者が成年後見人等に選ばれるとは限りません。

Q4 成年後見人等への報酬は支払われますか？

成年後見人等が、家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所の定めた報酬を本人の財産から受け取ることができます。（家庭裁判所の許可なく本人の財産から報酬を受け取ることはできません。）

Q5 申立てに必要な費用は？

- 申立手数料 1件につき800円の収入印紙
- 郵便切手 3,000円程度（内容による）
- 登記手数料 2,600円分の収入印紙
- 鑑定料（必要と判断された場合）

申立て費用は、原則、申立人負担です。資力に乏しい方には、日本司法支援センター（法テラス）の支援制度があります。（詳しくは、法テラス大分へ）



トピック 申立て費用や後見報酬に対する助成制度があります！

別府市では、別府市が定める資産等要件を満たす方に対して、申立て費用や成年後見人等の報酬（4親等内の親族を除く）を助成しています（別府市成年後見制度利用支援事業）。詳しくは、別府市高齢者福祉課にお尋ねください。

成年後見制度利用の流れ

法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、財産の管理や福祉サービスの契約が1人ではできない

任意後見制度

将来に備え、公正証書で代理人（任意後見人）と契約を結ぶ

判断能力が不十分になったとき

後見・保佐・補助開始の申立て

※申立ては
本人、配偶者、
四親等内親族、
市町村長など

家庭裁判所申立て

＜申立てに必要なもの＞

申立書類（申立書・財産目録など）
戸籍謄本、住民票、
登記事項証明書、
診断書など

任意後見監督人選任の申立て

※申立ては
本人、配偶者、
四親等内親族、
任意後見受任者

家庭裁判所審判手続

審問：必要に応じ、裁判官による事情の聞き取り

調査：家庭裁判所調査官による調査（申立人、本人、後見人等候補者）

鑑定：必要に応じ、本人の判断能力について鑑定（申立て全体の1割程度）

家庭裁判所審判

後見人等の選任

※申立てから選任まで
1～3ヶ月程度かかります

支援の開始

支援の方法

成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人の利益を考えながら、本人の代理として契約などの法律行為をしたり（代理権）、本人が自分で法律行為をするときに同意を与える（同意権）、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したり（取消権）することによって、本人を保護・支援します。

制度の種類	類型	本人の判断能力の程度	本人を支援する人	同意権（取消権）	代理権
任意後見	一	正常	任意後見人	—	任意後見契約（公正証書）であらかじめ定める法律行為
	補助	不十分	補助人	民法13条1項記載の行為のうち、本人の同意を得て申立てにより家庭裁判所が定める行為	本人の同意を得て申立てにより家庭裁判所が定める行為
法定後見	保佐	著しく不十分	保佐人	民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより家庭裁判所が定める行為	同上
	後見	全くない	成年後見人	原則、すべての法律行為（但し、同意権なし）	原則として、すべての法律行為

- 民法13条1項記載の行為には、借金、訴訟行為、贈与や和解、相続の承認・放棄、新築・増改築などがあります。
- 日用品の買物など、日常生活に関する行為は、同意権（取消権）の範囲に含まれません。また、居住用不動産の処分には、家庭裁判所の許可が必要です。（任意後見除く）



将来的に
成年後見制度を
利用したい方



自分自身で信頼できる人を任意後見人として選び、後見してもらいたい事務の内容を予め契約によって取り決めておきます。



任意後見制度Q&A

Q1 任意後見契約は、どうやって結びますか？

本人と本人が選んだ人（任意後見人）の間で、公証役場で公正証書によって結びます。任意後見人には制度の趣旨と支援内容を十分に理解した、本人が信頼できる人が適任です。

Q2 公正証書とは、どのようなものですか？

公証人法に基づき、法務大臣に任命された公証人が作る公文書で、証明力と執行力を有しており、安全性と信頼性に優れています。契約の内容は、法律の趣旨に反しない限り、自由にその内容を決めることができます。詳しくは、「大分公証人合同役場」にお尋ねください。

Q3 いつから任意後見人による支援は始まりますか？

任意後見契約を結んだ本人の判断能力が低下した状況が生じて、申立てにより家庭裁判所が任意後見監督人を選任してから始まります。なお、家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。

Q4 任意後見人への報酬はいくらですか？

決まった金額はありません。本人と任意後見人が話し合って決めることができます。

Q5 公正証書の作成に必要な費用は？

- 公正証書作成の基本手数料 11,000円
- 登記嘱託手数料 1,400円
- 登記所に納付する印紙代 2,600円
- その他、本人らに交付する正本等証書代などです。
(記載内容によって金額は変動します。)



トピック 転ばぬ先の杖

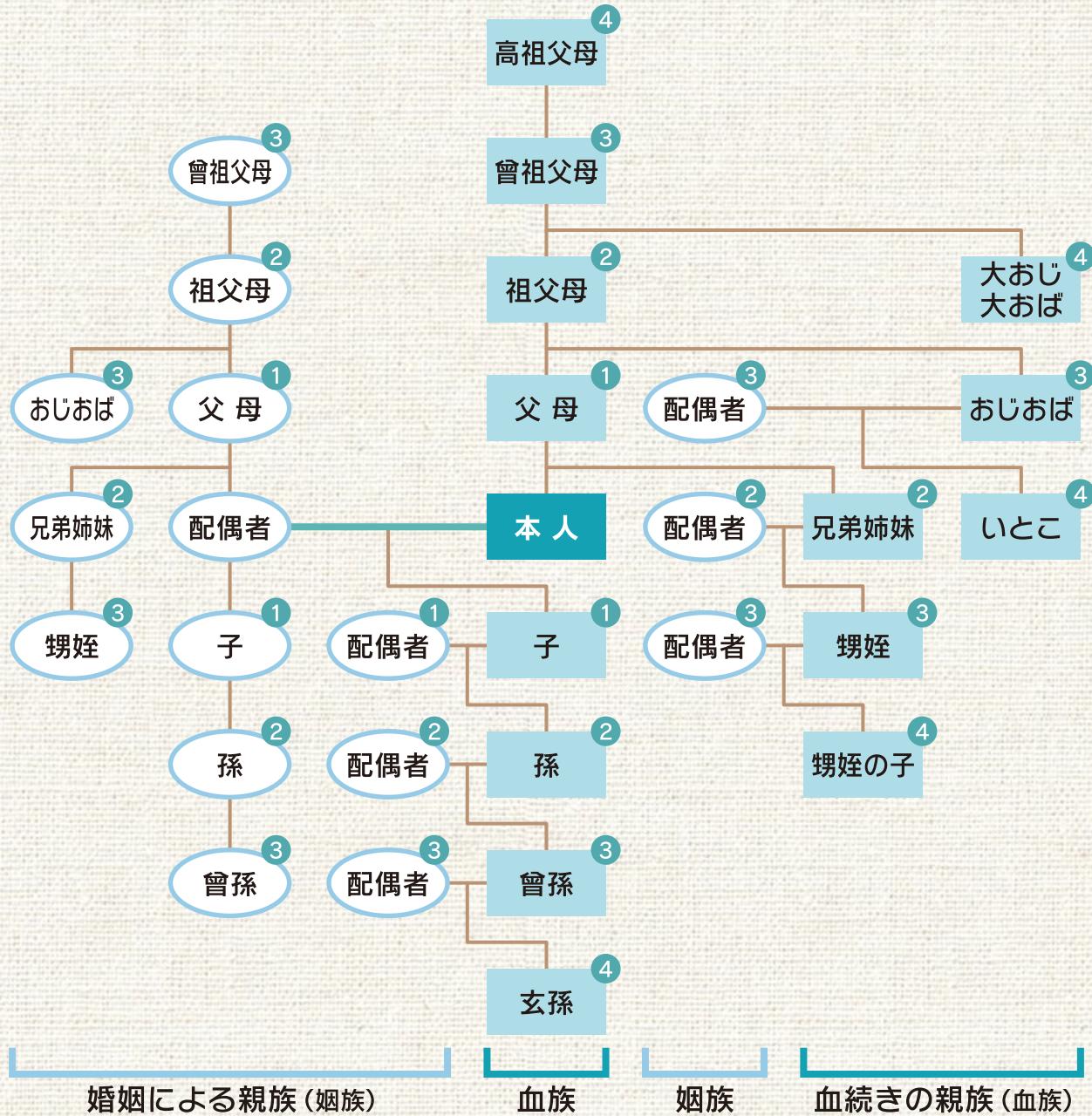
身寄りがなかつたり、親族と疎遠な方には、任意後見契約とは別に、「見守り契約」や「財産管理等委任契約」、「死後事務委任契約」や「遺言公正証書」、最近注目されている「尊厳死宣言」など一括して作成しておけば、さらに安心して将来に備えることができます。

判断能力の低下が見られたら、家庭裁判所に申立て、希望に沿った援助を受けることが可能になります。

後見等開始の申立権者

後見等開始の申立ては、本人・配偶者・4親等内の親族・市町村長などができます。

4親等内の親族の図



※右上の数字は、本人からみた親等数を表します。

[親族の範囲=6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（民法725条）]

市町村長申立権

主に、次のような場合で、本人の福祉を図るために必要と認めるときは別府市長が申立てすることができます。(本人関係者が別府市長に申立てを依頼したい場合は、別府市長あて「成年後見人等の審判の請求申立書」を提出する必要があります。)

- ・4親等内の親族がいない場合
- ・4親等内の親族がいても、音信不通だつたり、申立を拒否している場合
- ・虐待等の理由により、親族による申立てが適当でない場合

成年後見支援センターの業務の一部ご紹介

①総合相談

- ◆認知症や知的・精神障がいのあるご本人ご家族はもとより、福祉・医療機関などからのご相談にも応じています。
- ◆来所・電話・訪問にて対応し、ご本人に一番よい制度・サービスを一緒に考えて、手続きの支援を行います。



<一般相談>



<訪問相談>



<専門相談>

②利用支援

- ◆ご本人やご家族の成年後見等申立ての手続きのお手伝いを行います。(申立てをする親族がいない場合のご相談にも応じます)



相談
(申立人・申立て必要書類の準備など)



申立て書類作成等の助言



申立て同行支援

③市民後見人の養成・活動支援

成年後見制度の新たな担い手として期待される市民後見人を養成し、市民後見活動をサポートします。



別府市成年後見支援センターの事業内容

事業項目			内 容
総合相談	一般相談	予約不要	別府市成年後見支援センター相談支援員が、電話・来所等の方法で相談をお受けします。 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後4時30分
	専門相談	予約必要	弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士が面談により相談をお受けします。 予約の受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始は除く）午前9時～午後4時30分、相談日時：指定した日時
利用（申立）支援			後見等開始の申立ての際の必要書類作成等の助言や、必要に応じ家庭裁判所等への同行支援を行います。
成年後見制度の普及啓発			成年後見制度の正しい知識の普及と利用促進を図るため、セミナーの開催や出張講座を実施します。
市民後見人の養成・活動支援			市民後見人を養成するとともに、継続的な研修等資質の向上に努め、市民後見活動をサポートします。
成年後見人等の受任調整			本人の状況に応じて適切な後見人候補者の検討や家庭裁判所への推薦等を行います。
後見人等への支援			親族後見人や後見人を初めて受ける方などの相談を受け付けて、専門的助言等を行います。
地域連携ネットワークの構築			行政・司法・医療・福祉・金融等関係機関の連携を図り、成年後見制度の利用支援体制をつくります。

法人後見事業	身寄りのない方や低所得の方を中心に、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任します。
日常生活自立支援事業	判断能力が衰えた方に対し、福祉サービスの利用援助を中心に日常的な金銭管理や重要書類の預かり等行います。
金銭管理・財産保全サービス事業	金銭管理や財産保全等が困難な方に対し、日常的な金銭管理や重要書類等の保管サービスを提供します。
終活相談事業	高齢者世帯で相続対象となる親族がいない方、または親族と疎遠な状況にある方を対象に、見守り・財産管理、任意後見契約、遺言書作成、生前整理、死後事務委任契約など相談に応じます。
終活安心支援事業 (令和3年4月以降実施予定)	相続の対象となる親族がいない方等を対象に、預託金方式や保険方式による任意後見契約や死後事務委任契約等の事業を行います。

高齢者や障がいのある方の暮らしを地域でサポートする総合相談窓口

区分	機関名	住所	電話番号
高齢者関係 地域包括支援センター	市高齢者福祉課	別府市上野口町1番15号	21-1442
	青山・東山地域包括支援センター	別府市鶴見6組-1	73-8989
	中部地域包括支援センター	別府市石垣東1丁目9番20号 テラス石垣1F	76-5866
	鶴見台地域包括支援センター	別府市石垣西10丁目9番13号 豊ビル102	25-7722
	朝日地域包括支援センター	別府市大畑2組-1 飛鳥ビル1階	85-8088
	山の手地域包括支援センター	別府市山の手町2-17	23-5582
	北部地域包括支援センター	別府市亀川中央町9番27号	66-8844
	浜脇地域包括支援センター	別府市浜脇1丁目8番5号 浜脇高層店舗B	25-6811
障がい者関係 墓幹相談支援センター	市障害福祉課	別府市上野口町1番15号	21-1413
	農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター	別府市鶴見1026番地10	67-1897
	障害者相談支援センターたいよう	別府市大字内竈1393番地2	66-1674
	相談支援事業所ぱれっと	別府市荘園6組-4	25-9758
	障がい者地域生活支援センター泉	別府市富士見町12-13	25-3443

成年後見制度の利用に関する関係機関

機関名	連絡先	電話番号
(法定後見制度の申立て、申立書類の配布など) 大分家庭裁判所	大分市荷揚町7番15号	097-532-7161
(任意後見契約の手続きに関する事) 大分公証人合同役場	大分市城崎町2丁目1番9号 城崎MKビル2階	097-535-0888
(法律相談、申立手続きの代理など) 大分県弁護士会	大分市中島西1丁目3番14号	097-536-1458
(申立手続きの相談など) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 大分支部(大分県司法書士会)	大分市城崎町2丁目3番10号	097-532-7579
(成年後見制度利用の相談) 権利擁護センターぱあとなあ大分(大分県社会福祉士会)	大分市大津町2丁目1番41号 大分県総合社会福祉会館2階	097-576-7071
(成年後見制度利用の相談) 一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター 大分県支部(大分県行政書士会)	大分市城崎町1丁目2番3号 大分県住宅供給公社ビル3階	097-533-9030
(法的トラブルなど困ったとき) 日本司法支援センター(法テラス大分)	大分市城崎町2丁目1番7号	050-3383-5520
(後見制度支援信託など) 一般社団法人信託協会	東京都千代田区丸の内2丁目2番1号	03-6206-3981

別府市成年後見支援センター

〒874-0908 別府市上田の湯町15番40号(別府市社会福祉会館内)

TEL 0977-73-6070 FAX 0977-76-8155

E-mail :kenriyougo@beppu-shakyo.or.jp

■交通 JR別府駅西口から

- 徒歩約10分山手へ直進
- 亀の井バス③⑥⑦⑧

ホテル白菊前下車徒歩2分

■駐車場 ◎会館玄関横 / 17台

◎最寄りの駐車場(会館南側)

コインパーキング(有料) / 約100台

